



參考資料

1

新たな総合計画策定方針

平成25年3月
企画部企画課

1 はじめに

総合計画は、本市の目指すべき将来像に向けて、市民とともに、どのようなまちを創造していくのか、そのための方向性を示す「まちづくりの指針」となるものです。

現在、本市は平成27年（西暦2015年）を目標年次とする基本構想と、平成25年度までを計画期間とする第4次総合3か年プランに基づき、将来都市像である「ひとにやさしく 環境と調和し 誇りに満ちた創造のまち きさらづ」の実現を目指し、まちづくりを進めていますが、今日の社会経済環境の変化に対応した新たな総合計画を、平成25年度からの2か年で策定します。

2 新たな総合計画策定の必要性

本市では、平成9年の東京湾アクアラインの開通後、請西地区をはじめとする土地区画整理事業の進展により優良な住宅地が形成され、東京・神奈川とを結ぶ東京湾アクアライン高速バス網の充実とともに、平成21年8月から実施された東京湾アクアライン料金引下げ社会実験による地域経済への様々な波及効果が拡大しています。

また、若い世代から期待の大きい教育環境の整備、医療費助成をはじめとする子育て支援など、将来を担う子供たちを育む環境整備の充実・強化を図るなど、地域ニーズに適合した戦略的な施策を展開し、この結果、本市の人口は平成23年11月に市制施行以来初めて13万人を超え、現在も増加傾向にあります。

さらに、平成24年4月にまちびらきした「かずさアクアシティ」の金田東地区に大規模商業施設が相次いで開業し、県外への消費流出から流入へと変化している中で、地元雇用の拡大に大きく結びついています。

そして、平成25年春には首都圏中央連絡自動車道の本更津・東金間の開通が予定されるなど、県南地域の拠点となる都市として確実に前進する本市にとって、まちづくりの転換期を迎えています。

このような中、現基本構想の策定から14年が経過し、超高齢社会の到来、人口減少社会への突入、地球規模の環境問題の深刻化、グローバル化の急速な進展、情報通信技術の著しい進歩など、本市を取り巻く社会潮流は大きく変化しています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、人々の価値観の変化をもたらし、社会の様々な分野に大きな影響を与えたところですが、本市では本庁舎の耐震性能不足により、新たな庁舎建設に向けた取組みが必要となるなど、まちづくりの課題を改めて認識することとなりました。

一方、地方分権の推進を図ることを目的に、平成23年8月に施行された地方自治法の一部改正により、基本構想の策定義務が撤廃され、今後は地方自治体が地域の実情に応じ自らの責任において、計画を策定することが求められています。

現基本構想の目標年次まで残り2年となった現在、本市を取り巻くこれら社会潮流や地域環境の変化がもたらす様々な課題に的確に対応し、より魅力的なまちにしていくためには、新たなビジョンや中長期的なまちづくりの方向性を示し、市民・各種団体・企業など地域を構成する多様な主体と力を合わせ、まちづくりを進めていくことが必要です。

このことから、その指針となる新たな総合計画を策定します。

3 策定にあたっての基本的な視点

新たな総合計画は、次の基本的な視点に基づき策定します。

(1) 新たな課題に機動的に対応した計画づくり

近年、本市では請西地区をはじめ、土地区画整理事業の進展により形成された地区を中心に人口が増加していることから、教育環境の整備など、新たな地域課題への対応が求められています。一方、人口が減少している地域もあり、地域の活性化に向けた取組みも課題となっています。

これらをはじめとする社会経済環境の変化を的確に把握しつつ、地域の実情を踏まえながら、新たな課題に機動的に対応した計画づくりを行います。

(2) 地域資源等を戦略的に活用した計画づくり

本市は、定住・交流人口の増加や企業誘致の推進など、地域の活性化に大きく寄与する東京湾アクアラインをはじめ、東京湾最大級の盤洲干潟、豊かな緑が広がる上総丘陵、かずさDNA研究所など先端技術産業分野の研究開発拠点等が整備されたかずさアカデミアパーク、大学・短期大学・高等専門学校と6つの高等学校をはじめとする充実した教育施設、金の鈴など貴重な副葬品が出土した金鈴塚古墳、木更津駅西口地区等の神社仏閣など、様々な地域資源を有しています。

また、東京湾アクアライン、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道が結節していることから、都心や羽田空港、成田空港などへのアクセス性に優れているといった地域特性も有しています。

これらの地域資源や地域特性など本市の魅力を的確に分析し、戦略的に活用することにより、本市の持つ可能性を最大限に引き出す計画づくりを行います。

(3) 重点事項を明確にした計画づくり

現在、本市の人口は増加していますが、国や県の人口は既に減少に転じています。これからの成熟社会においては、全ての施策・事業を拡大することは困難で、新規拡大の施策・事業と、廃止縮小の施策・事業を一体に計画するなど、行政を経営するという視点に基づいた業務の最適化が一層必要となってきます。

このことから、選択と集中により重点的に取り組むべき事項を明確にした計画づくりを行います。

(4) 実行性を確保した計画づくり

本市では、長引く景気の低迷や急速に進む高齢化等の影響から、扶助費をはじめとした義務的経費が急激に増加するなど、厳しい財政状況が続いています。また、学校施設の耐震化や本庁舎の建設など、多額の財政負担を要する事業も実施していく必要があります。

このような状況においても、計画の実現を図るため、他の事業計画や人的資源・財源等の資源配分との整合を図り、施策・事業の実行性が担保された計画づくりを行います。

また、市民・各種団体・企業など、地域を構成する多様な主体との協働によって実行していくことができる計画づくりも併せて行います。

(5) 目標が明確で、成果が評価できる計画づくり

本市では、「総合計画」、「行政評価」、「予算」とを連動させる経営型マネジメントを実施しており、総合計画に掲げる施策ごとに、目標の達成状況や成果などを検証しています。新たな総合計画においても、引き続き「何を目指し、いかに達成するのか」といった目標を明確にするとともに、達成状況や成果等の評価をより容易にすることができる計画づくりを行います。

4 総合計画の概要

(1) 位置付け

地方自治法の一部改正に伴い、総合計画の位置付けや、策定に関する手続きなど総合計画策定の根拠となる条例の制定を目指します。

(2) 構成及び計画期間

新たな総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。それぞれの計画の目的、期間は次のとおりとします。

①基本構想

長期的な視点に立ち、本市のまちづくりの基本理念や、目指すべき将来都市像、その実現に必要な施策展開の大綱を定めるもので、平成 26 年度を始期とし、概ね平成 42 年（西暦 2030 年）を目標年次とします。

②基本計画

基本構想の実現に向けた基本的な施策を体系的に定める計画で、本市のまちづくりを総合的、計画的に進めていくための指針となります。計画期間は 4 年とし、第 1 次は平成 27 年度から平成 30 年度までとします。

③実施計画

基本計画に位置づけた事業について、向こう 3 年間の財政フレームとの整合性を踏まえ、毎年度の予算編成と連動させた単年度計画とします。

なお、翌年度以降は、財政フレームとの整合性を図りながら、進行管理による見直しを行い、計画の実行性を高めます。

＜新たな総合計画の構成と計画期間のイメージ＞

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
基本構想	目標年次：平成 42 年（西暦 2030 年）																		
基本計画	第 1 次：4 年				第 2 次：4 年				第 3 次：4 年				第 4 次：4 年						
実施計画		H27				H31				H35				H39					
			H28				H32				H36				H40				
				H29				H33				H37				H41			
					H30				H34				H38				H42		

*平成 26 年 12 月 3 日変更

5 策定体制

新たな総合計画は次の体制により策定します。

(1) 庁内体制

市長を議長とする経営戦略会議を中心に、経営調整会議や新たに設置する庁内策定チームなど、全庁的な体制で策定にあるとともに、職員の意識、情報の共有化を図ります。

(2) 市議会

市議会は二元代表制の一方の代表機関であることを踏まえ、総合計画の策定過程において適宜情報提供を行うとともに、基本構想については市議会の議決を経て策定します。

(3) (仮称) 総合計画策定懇談会

複雑・高度化する行政課題に的確に対応した計画の策定を目的に、様々な行政分野における有識者で構成する「(仮称) 総合計画策定懇談会」を設置し、計画の策定に必要な事項に関して、総合的かつ専門的な立場から意見をいただきます。

(4) 市民参画等

① (仮称) 市民まちづくり懇談会

広く市民各層から、地域における課題や本市のまちづくりに対する意見・提言など生の声を聴くことにより、市民ニーズを把握し、計画に反映させることを目的として、「(仮称) 市民まちづくり懇談会」を開催します。

② 市民意識調査

これまでの本市の取り組みや行政サービス等について市民の意見を伺い、総合計画策定の基礎資料として活用するため、市民意識調査を実施します。

③ 団体・企業等ヒアリング

本市の現状やこれからのまちづくりに関する意見などを把握し、総合計画策定の基礎資料として活用するため、団体・企業等に対しヒアリングを実施します。

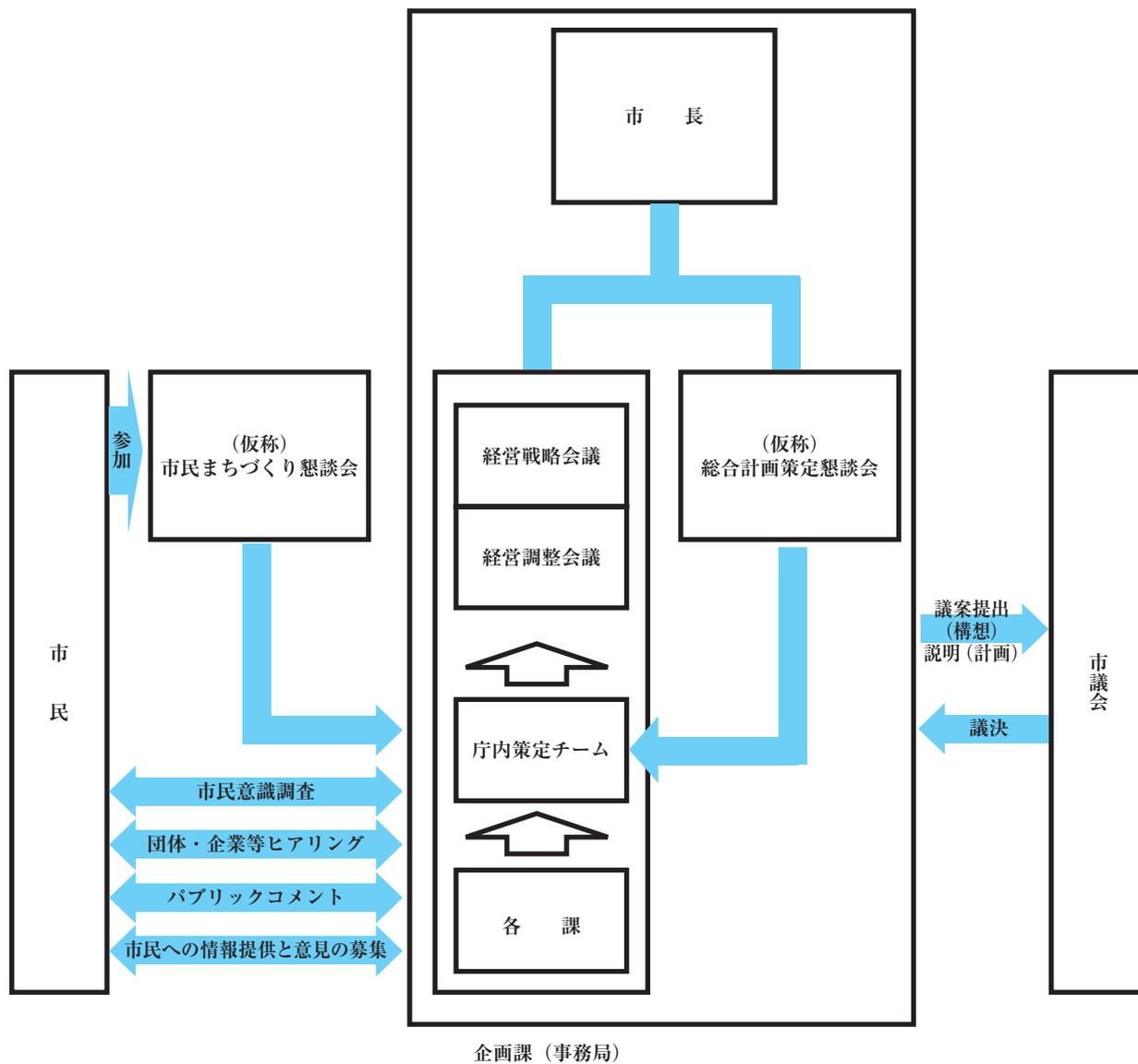
④ パブリックコメント

総合計画の案を公表し、それに対して提出された市民等の意見と、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、市民等の意見を総合計画に反映させることを目的とし、意見公募を実施します。

⑤ 市民への情報提供と意見の募集

市のホームページや広報きさらづ等により策定経過等を公開し、ファクスや電子メールなど多様な手段により、広く市民意見を求める機会を設けます。

策定体制のイメージ



※平成25年9月28日変更

6 策定スケジュール

(省略)

2

基本構想・基本計画の策定経過

年度	月	市	策定懇談会等	市民・市議会
平成 25 年度	4月	木更津市総合計画 策定会議の設置 第1回総合計画策定 会議（25日）		市民提言の募集 （4月1日～5月31日）
	5月	第1回総合計画策定 部会（31日）	（仮称）総合計画策定 懇談会の設置	
	6月			タウンミーティング （6月20日～7月20日）
	7月	職員アンケート （8日～22日）	第1回木更津市総合 計画策定懇談会：市域 外委員（25日）	市民アンケート調査 （6月17日～7月7日）
	8月	第2回総合計画策定 会議（6日）	第1回木更津市総合 計画策定懇談会：市域 内委員（1日）	団体・企業等ヒアリング 調査（8月～9月）
	9月			
	10月	第2回総合計画策定 部会（6日） 第3回総合計画策定 部会（10日） 第3回総合計画策定 会議（22日）	第2回木更津市総合 計画策定懇談会：市域 内委員（18日）	
	11月	経営調整会議（1日） 経営調整会議（29日）	第2回木更津市総合 計画策定懇談会：市域 外委員（18日）	市議会総務常任委員会協 議会（14日）
	12月	経営戦略会議（4日） 基本構想の素案確定		市議会総務常任委員会協 議会（10日）
	1月	経営調整会議（29日）		市議会全員協議会（17日） 基本構想素案のパブリッ クコメント実施 （12月18日～1月17日）
	2月	経営戦略会議（3日） 基本構想の案確定		
	3月			市議会総務常任委員会に おいて議案審議（3日） 木更津市基本構想の議決 （14日）

年度	月	市	策定懇談会等	市民・市議会
平成26年度	4月	経営調整会議（8日） 経営調整会議（15日） 経営調整会議（30日）		
	5月	経営戦略会議（20日） 基本計画等策定方針を庁内に通知		
	6月	基本計画策定に係る説明会（20日）		
	7月～8月	基本計画等策定に係るヒアリング（7月28日・29日・31日、8月5日～7日・11日） 市長中間報告（8月25日）		
	9月～10月	実施計画位置づけ事業の調整・決定 計画事業案市長報告（9月18日） 基本計画事業1次案通知（10月16日）		
	11月～12月	総合計画策定部会（11月8日） 総合計画策定会議（11月13日） 経営調整会議（11月21日・28日） 基本計画の素案調整・決定		
	12月～1月	経営戦略会議（12月3日）		市議会総務常任委員会協議会（12月9日） 市議会議員全員協議会（12月16日） 基本計画素案のパブリックコメント実施（12月19日～1月20日）
	2月	基本計画の案調整 経営調整会議（27日）	第1回有識者懇談会（4日） 第2回有識者懇談会（9日）	
3月	経営戦略会議（16日） 基本計画の確定・公表		市議会総務常任委員会協議会（9日）	

3

木更津市総合計画策定懇談会

(1)「木更津市総合計画策定懇談会」(市域内委員)

①委員名簿

氏名	役職等
丸尾進三郎	株式会社サークルアドバンス 代表取締役 特定非営利活動法人ウェルビーイング 理事長 特定非営利活動法人孫の手くらぶ 理事長
林孝二郎	株式会社かずさアカデミアパーク 代表取締役社長
大浦一隆	東京電力株式会社千葉支店 木更津支社長
浅野文夫	木更津商工会議所 副会頭
織田恭一	学校法人君津学園清和大学 副学長兼法学部長
石村比呂美	かずさエフエム株式会社 代表取締役社長
佐藤一郎	新日鐵住金株式会社君津製鐵所 総務部長

(敬称略 / 順不同、役職等は平成 25 年度当時)

②開催概要

	開催日	開催場所	議題
第1回	平成 25 年 8 月 1 日	木更津市役所	・木更津市における分野毎の現状及び課題 ・今後、取り組むべき重点的・優先的事項
第2回	平成 25 年 10 月 18 日	木更津市役所	・木更津市の進むべき方向性について ・課題克服後の未来像について

(2)「木更津市総合計画策定懇談会」(市域外委員)**①委員名簿**

氏名	役職等
内田 俊一	元) 消費者庁長官 一般財団法人建設業振興基金 理事長
石渡 哲彦	前) 千葉県副知事 株式会社ちばぎん総合研究所 顧問
渡部 寿彦	独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業推進役(兼) 関東本部長
安井 至	独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長 東京大学名誉教授、国連大学名誉副学長
篠原 朋子	NHK 千葉放送局長
岸本 英実	富士通株式会社 公共・地域営業グループ 首都圏営業本部千葉支社長

(敬称略/順不同、役職等は平成 25 年度当時)

②開催概要

	開催日	開催場所	議題
第 1 回	平成 25 年 7 月 25 日	株式会社富士通総研	・ 木更津市が目指すべき都市の姿 ・ 目指すべき都市の姿の実現に向けた重点的取組み
第 2 回	平成 25 年 11 月 18 日	木更津市役所	・ 木更津市の果たす役割、打ち出し方等 について ・ 課題克服後の未来像について

(3) 木更津市総合計画策定懇談会設置要綱

木更津市告示第 195 号

木更津市総合計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 市政全般に係る基本的かつ総合的な計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、総合計画の重要事項等に関し、専門的及び総合的な立場からの意見を聴き、総合計画の策定に資するため、「木更津市総合計画策定懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(委員の所掌事務)

第 2 条 懇談会の委員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 総合計画の策定に当たり、総合計画の重要事項等に関し、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他総合計画の策定に必要な調査分析等に関すること。

(組織)

第 3 条 懇談会は、市長が就任を依頼する委員をもって組織する。

- 2 懇談会は、市域内委員及び市域外委員、それぞれで構成する。
- 3 委員の構成は、総合計画の策定に必要な各分野に関する学識経験者、有識者等とする。

(会議)

第 4 条 懇談会は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 懇談会に欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、木更津市企画部企画課が行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、総合計画が策定されたときに、その効力を失う。

4

木更津市総合計画策定会議

(1) 木更津市総合計画策定会議設置要綱

木更津市告示第 130 号

木更津市総合計画策定会議設置要綱

(設置)

第 1 条 市は、総合計画（以下「計画」という。）策定に関し必要な事項を調査及び検討するとともに、原案の策定を行うことを目的として、木更津市総合計画策定会議（以下「総合計画策定会議」という。）を置く。

(構成)

第 2 条 総合計画策定会議は、総務部次長、企画部次長、財務部次長、市民部次長、福祉部次長、環境部次長、経済部次長、都市整備部次長、消防本部次長、教育部次長及び水道部次長をもって構成する。（議長及び副議長）

第 3 条 総合計画策定会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は企画部次長を、副議長は財務部次長をもって充てる。

3 議長は、総合計画策定会議を代表し、総合計画策定会議の事務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 総合計画策定会議は、議長が必要があると認めるときに随時招集する。

(所掌事務)

第 5 条 総合計画策定会議は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の原案策定に関する事項
- (2) 計画策定に係る調査及び検討に関する事項
- (3) その他計画の策定のために必要な事項

(策定部会の設置)

第 6 条 総合計画策定会議は、専門的事項に関する調査又は協議を分掌させるため、次の各号に掲げる策定部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 経済環境部会
- (3) 教育民生部会
- (4) 建設部会

(部会の分掌事務)

第7条 部会の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(部会の構成)

第8条 部会は、別表第2の職にある者及びその者が所属する部に属する職員のうちから指名する者をもって構成する。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

(部会の職務)

第9条 部会長は、当該部会の事務を掌理し、分掌する事項に係る部門別計画の作成事務を推進するとともに各部との連絡調整を図るものとする。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部会員は、当該部会の分掌する事項に係る部門別計画の作成事務にあたるものとする。

(部会の会議)

第10条 部会は、部会長が必要があると認めるときに随時招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係する職員を部会に出席させることができる。

(調査、協議の結果報告)

第11条 部会長は議長に、議長は経営戦略会議又は経営調整会議に、部会若しくは総合計画策定会議における調査又は協議の結果をそれぞれ報告するものとする。

(庶務)

第12条 総合計画策定会議及び部会の庶務は、企画部企画課においてこれを行う。

(委任)

第13条 この要綱で定めるもののほか、総合計画策定会議及び部会の運営に関し必要な事項は、総合計画策定会議においては議長が、部会においては部会長がそれぞれ定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1

部会名	分掌事務
総務部会	総務部の所管に関する事項 企画部の所管に関する事項 財務部の所管に関する事項 消防の所管に関する事項 他の部会の所管に属さない事項
経済環境部会	経済部の所管に関する事項 環境部の所管に関する事項
教育民生部会	市民部の所管に関する事項 福祉部の所管に関する事項 教育部の所管に関する事項
建設部会	都市整備部の所管に関する事項 水道部の所管に関する事項

別表第 2

部会名	職名
総務部会	総務部総務行革課長
	企画部企画課長
	財務部財政課長
	消防本部消防総務課長
経済環境部会	経済部農林水産課長
	環境部生活環境課長
教育民生部会	市民部市民課長
	福祉部社会福祉課長
	教育部教育総務課長
建設部会	都市整備部都市政策課長
	都市整備部土木管理課長
	水道部業務課長

5

市民提言の募集

募集時期	平成 25 年 4 月 1 日～5 月 31 日
提出件数	8 件
テ ー マ	・ 西暦 2030 年を念頭においた本市のまちづくりへの提言

6

タウンミーティング

開催期間	平成 25 年 6 月 20 日～7 月 20 日
開催地区	18 地区
参加人数	364 名（延べ人数）
テ ー マ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木更津市がより多くの人々から、「住んでみたい」「働いてみたい」「行ってみたい」と強く支持されるためには、市全体でどのような都市（将来都市像）を目指すべきか。 ・ 将来都市像の実現に向け、市全体として重点的・優先的にどのようなまちづくりに取り組むべきか。

7

市民アンケート

調査時期	平成 25 年 6 月 17 日～7 月 7 日
調査対象	平成 25 年 4 月 19 日現在で木更津市内に在住する 20 歳以上の市民の中から、無作為に抽出した 2,000 人
回収結果	回収数 1,049 票、回収率 52.5%
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木更津市に住むようになった経緯 ・ 今後の定住意向 ・ 普段の買い物場所 ・ 今後のまちづくりにおける重点的な取り組み ・ 今後のまちづくりで優先すべき分野 ・ 個別のまちづくりの課題 ・ 今後のまちづくりに関する意見・要望

8

職員アンケート

調査時期	平成 25 年 7 月 8 日～7 月 22 日
調査対象	平成 25 年 7 月 1 日現在で木更津市役所に所属する正規職員 982 人
回収結果	回収数 826 票、回収率 84.1%
調査方法	庁内 LAN を活用し調査票を配布・回収
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来、木更津市が担うべき役割 ・ 役割を実現するために重要な取組み ・ 今後のまちづくりで優先すべき分野 ・ 現行の「木更津市第 4 次総合 3 か年プラン」に対する認識 ・ 新たな総合計画の実効性を高めるための改善点 ・ 今後のまちづくりや新たな総合計画の策定に関する意見・提案

9

団体・企業等ヒアリング調査

調査時期	平成 25 年 8 月～9 月
調査対象	市内に立地する商工会などの産業関連団体 5 団体、主要な民間事業所 6 社
調査方法	面談形式によるヒアリング調査（民間事業所 1 社のみ電話による聞き取りにて実施）
テーマ	・ 地域の活性化に大きな影響を及ぼす産業振興について

10

パブリック・コメント

(1) 基本構想素案に対するパブリック・コメント

実施期間	閲覧場所	提出者数	意見数
平成 25 年 12 月 18 日～ 平成 26 年 1 月 17 日	市ホームページ、企画課、行政資料室、 図書館、木更津市内の各公民館	2 人	10 件

(2) 基本計画素案に対するパブリック・コメント

実施期間	閲覧場所	提出者数	意見数
平成 26 年 12 月 19 日～ 平成 27 年 1 月 20 日	市ホームページ、企画課、行政資料室、 図書館、木更津市内の各公民館	9 人	31 件